



問 コロナ禍における行政サービスBCP（業務継続計画）は図られているのか

答 町は、新型コロナウイルス感染症対策行動計画及び事務対応方針に基づき、必要な業務を維持できるよう業務継続調査を実施し、行政機能の維持に努めている

現在ワクチン接種を進めている状況で、今後ウィズコロナの中で行政サービスの継続をどのようにしていくのか。

まちづくり戦略課長 職員が感染した場合、事前に定めた代替職員を配置して対応します。また、クラスターが発生するなど、一部窓口を閉庁せざるを得ない場合は、別のフロアや会議室、出先施設で業務を行うことで行政サービスへの影響を最小限とする対策

を講じていきます。その際は、速やかに周知するとともに、一日も早い復旧に努めます。なお、マイナンバーカードによるコンビニ利用は、住民票の写しと印鑑登録証明書の交付が可能です。

問 役場内で感染者やクラスターが発生した場合の対応は。また、分散・代替施設での業務やマイナンバーの活用は。

行政サービスBCP(業務継続計画)とは

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制限がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画です。

問 コロナ禍で見た、町の医療サービスの体制は

答 町のコロナ陽性患者は茨城県で指定している、然るべき医療機関への入院先が確保されており、町医療体制に支障はない

問 町の医療の現状と課題は。
健康福祉課長 町には内科系二つの医療機関があり、かかりつけ医等として、慢性的な病気の診療や健康相談を担当し、精密検査や専門的治療が必要な場合は近隣総合病院等を紹介する体制が確立されて

います。また、町内の救急患者が搬送されている済生会栗橋病院の移転が決定するなど、様々な課題もありますが、民間病院の移転情報もあるので、今後も関連機関と連携し、町医療体制を確保していきます。

問 アフターコロナで町の方向性は。
町長 コロナの経験から従来の仕組みに適宜見直しを加えていきます。住民、企業、行政三位一体の協働から協創への変化を図り、SDGsの理念を踏まえながら、持続可能なまちづくりを推進していきます。

SDGs(持続可能な開発目標)とは

2030年までに地球上の誰一人として取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の17の目標です。社会、経済、環境における世界が直面する課題を解決するため、政府、企業、個人がそれぞれの立場で目標達成に向け行動することが求められています。